



国土総合開発法について

1. はしがき 国土総合開発計画とか地方計画とかいう言葉は、当今の流行語と云つてよい程、最近よく使われるようになつた。ところが一方これらの計画なり、或いはそれに基く事業なりを実施する場合、拠るべき法的根拠がないことは、これらを推進する上に、大きな障害となつてゐる。そこで国土総合開発計画法を設定しようという要請は朝野をあげての叫びであつたが、今次国会に於て漸く本法が成立したことは喜ばしいことである。茲に本法の概略を紹介することとする。

2. 法の性格 本法はその重点を計画立案、確定迄の手続、及び之にたずさわる機関を規定する点に置いて、云はゞ一種の手続法の形を採つてゐる。従つて計画の方法論的な規定、或いは内容に関する規定、計画実施の手段方法等については具体的にはほとんどふれていない。之は国土計画という分野がまだ學問としても体系付けられていない点、實際の計画の立案運用の面が全く草創時代である点を考えれば当然のことと思われる。

次に本法は全体的に勧奨的な調子を以て一貫して、強権を以てある方針を強制したり、関係機関に特定の権限を受権したりするような規定は極力避けてゐる。本法によつて特に設置される国土総合開発審議会にしても、或いは現存の機関で本法によつて関係機関となる内閣総理大臣、安本総裁、同総務長官、建設大臣、府県知事等にしても、本法によつて与えられる権限は助言、勧告、報告、意見具申、取纏等のものであつて強権的な色彩は殆どない。強いていえば、特定地域総合開発計画の條文中、地域の指定、事業助成の特別措置について授権的な規定があるにすぎない。これは総合計画の性質上、各省所掌事項に跨るので特定の一機関に権限を与えることは直に各省の行政機能を束縛することになり、事務運営上困難を惹起するので、むしろ各機関の協力的態度によつて施策の総合化が実現すれば之に越したことはないのであつて、現在各機関共施策の不統一の弊には手を焼いており、何等かの機会に総合化への道を開こうといふ要望は歎拜たるものがあり、この要望が本法起草的一大原動力であつた点に鑑みても、この程度の規制力で充分であろうと思われた結果、上記の如く落着いた次第である。もう一つは、元來かかる開発計画は関係地方の実情に即して、下から盛り上る要請に応ずるのが民主的、實際的であつて、苟も強制的なものであつてはならないのと、この二点に由來するもので、法文の上では一見物足ら

ないかも知れないが、最も穩當な形であるということができる。

第三に本法は北海道を一応その対象外としていることである。北海道については別に北海道開発法があつて特別な取扱いをしているので、本法はその他の都府県の区域のみを対象とし、唯最後の條で両者の調整に関する規定を設けている。

3. 計画の定義及び分類 本法では国土総合開発計画を次のように定義している。即ち国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で、次に列記する事項に関するものとしている。

- (1) 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項
- (2) 水害、風害その他の災害の防除に関する事項
- (3) 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
- (4) 産業の適正な立地に関する事項
- (5) 電力、運輸、通信、その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項

以上の定義による総合開発計画は、その対象とする地域の段階に応じて次のように分類される。

- (1) 全国総合開発計画——国が全国の地域について作成するもの
- (2) 都府県総合開発計画——都府県がその区域について作成するもの
- (3) 地方総合開発計画——都府県が二以上の都府県の区域について、その協議によつて作成するもの
- (4) 特定地域総合開発計画——都府県が内閣総理大臣の指定する区域について作成するもの

4. 機構 国土総合開発計画に關係する最高機関は、内閣総理大臣であつて、その諮問機関として国土総合開発審議会が総理府に設置される。法の立案當時、最高機関を経済安定本部総裁とし、審議会も安本内に設置しようとする意見があつたが、総合計画は單なる経済計画ではないので、この意見は取上げられなかつた。本法に規定された内閣総理大臣の役割は

- (イ) 都府県の作成した計画に關して、関係都府県知事に対し、勧告又は助言を行う。
- (ロ) 地方総合開発区域の設定に關して関係都府県に對して助言を行う。
- (ハ) 特定地域の指定を行う。
- (ニ) 北海道総合開発計画との調整を行う。
- 審議会の役割は
- (イ) 総合開発計画について調査審議し、その結果を

総理大臣に報告又は勧告する。

(ロ) 総合開発計画作成上必要な基礎的事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告する。

(ハ) 内閣総理大臣を通じて総合開発計画上必要な意見を関係各行政機関の長に対し意見を申し出る。

(ニ) 関係各行政機関の所掌事務に係る基本的計画で、総合開発計画と密接な関係を有するものについて諮問に応ずる。

(ホ) 地方総合計画区域の設定について総理大臣の諮問に応ずる。

(ヘ) 特定地域の設定について総理大臣の諮問に応ずる。この間にあつて関係各行政機関の長はその所掌する事項に関して意見を述べ、また都府県の作成する計画については関係府県に対して助言することができるものであるが、経済安定本部総裁、同総務長官、建設大臣はその外に特殊な役割を有している。即ち安本総裁は計画に関する各省の意見を取り纏め、建設大臣は都府県の作成する計画を受付ける。又経済安定本部総務長官及び建設大臣は、それぞれ関係各省、都府県に詣づた後、協議して特定地域設定の要請を総理大臣に行うものとする。是の如く安本は国の行政機関の、建設省は都府県の窓口として特殊な役割を持つている。

以上は中央機構であるが、一方地方では都府県当局及び都府県総合開発審議会、地方総合開発審議会が計画の作成に当る。これら地方に設置される審議会は、法の上では置くことができるという勧奨規定になつていて強制的でないのは地方自治の建前を尊重する所以である。

5. 法の効果 本法はその効果として国及び都府県を通じて、開発に影響ある施策の総合調整を行うことを主たる目的としている。総合調整を行うための手段としては、計画を樹てること自体と、その計画に基く勧告、助言、意見具申に依つては、従来、中央地方を通じての施策の総合化が計られなかつたが、基本となるべき計画がなかつた点を考えれば、むしろ之を期待する方が無理であつて、計画を樹てること自体によつて各行政機関は自らの所掌事項の他との関連、相対的重要性等を知ることができ、又計画はその内容として各行政機関の施策として要求するものを明示するのであるから、計画を立案すること自体が総合化への大きな一步である。然し乍ら、勿論それだけで充分でないのは明かであつて、各行政機関は、セクショナリズム、過去の行掛り等の原因から、無意識の裡に或いは意識的にその施策を総合化の線から逸脱させる傾向を保し難い。茲に何等かの手段によつて、之を束縛する必要を生ずるが、本法では特に強権の発動を避け、勧告等の手段に依つては、之は2の法の性格の項で説明した通り、行政各機関が施策の総合化を渴望しているという客觀的状勢に鑑み、摩擦の多い強権的措置を避けて、各機関の協力的態度に期待をおいている次第である。

次に法の効果として問題になる点は、計画立案及び計画に基く施策の実施に対する助成の方法である。本法では特定地域の開発事業についての助成規定以外にこの種の規定を設けず、計画による施策の総合化がもたらす利益を以て一応満足する立場を採つてゐる。この点又議論の対象となるところで、口の悪い人は「酒

なくで何の己が櫻かな」などと評するが、之は將來の問題として懸案となるところであろう。

6. 特定地域総合開発計画 本法の分類による各種総合開発計画中、やゝ新奇な着想は特定地域総合開発計画である。これは從来建設省が数年に亘つて調査立案をしてきた方法を明文化したもので、この間の消息を知つてゐる人には珍らしくないことであるが、以下法の規定するところに従つて説明する。即ち「資源の開発が充分に行われていない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若くは整備を必要とするもの等について経済安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基いて当該地域を特定地域として指定することができる。」と規定してあるのがこれである。本法中唯一の助成規定のあるのはこの特定地域に対してであつて、この地域の開発計画の事業については

(イ) 国は別に法律の定めるところにより、国庫負担の割合について特令を設け

(ロ) 当該地方公共団体に対して地方財政法第16条の規定に基く補助金を交付し

(ハ) その他必要と認める措置を講ずることができる、ということを規定している。

7. むすび 以上で本法について概略の説明をしたが、尙この外に法は手続の詳細について、或は審議会の組織について規定し、尙政令によつて実施の細目を定める旨を規定しているが、之は省略する。

この法が実效をあげるか否かは、懸つて今後の運用の如何にあるのであつて、特に法の性格として強い規制力を避けている点に鑑み、関係各機関は終始協力的態度を以て施策の総合化を計らなければならない。今後の運用のよろしきを得るか否かの重点は、この協力的態度にあるのであつて、われわれは嚴にこれを監視して実效を收めるよう努力しなければならない。

國土総合開発法

(この法律の目的)

第1條 この法律は、國土の自然的條件を考慮して、經濟、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、國土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて、社会福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2條 この法律において「國土総合開発計画」とは國又は地方公共團体の施策の総合的且つ基本的な計画で次に掲げる事項に関するものをいう。

- 1) 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項
- 2) 水害、風害その他の災害の防除に関する事項
- 3) 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項

4) 産業の適正な立地に関する事項

- 5) 電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項

2 前項の國土総合開発計画（以下「総合開発計画」という。）は、全國総合開発計画、都府県総合開発

計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画する。

3 全國総合開発計画とは、國が全國の区域について作成する総合開発計画をいう。

4 都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。

5 地方総合開発計画とは、都府県が2以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。

6 特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣総理大臣の指定する区域(以下「特定地域」という)について作成する総合開発計画をいう。

(國土総合開発審議会の設置)

第3條 第1條の目的を達成するために、総理府に、國土総合開発審議会を置く。

(國土総合開発審議会の所掌事項)

第4條 國土総合開発審議会は、総合開発計画について調査審議し、その結果を、内閣総理大臣に報告し又は勧告する。

2 國土総合開発審議会は、総合開発計画の作成に必要な次に掲げる事項について調査審議し、その結果を、内閣総理大臣に報告することができる。

- 1 総合開発計画の作成の基準となるべき事項
- 2 特定地域の指定の基準となるべき事項
- 3 産業の適正な立地の基準となる事項
- 4 総合開発計画に伴うべき資金及び資材に関する事項

3 國土総合開発審議会は、総合開発計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 関係各行政機関の長はその所掌事務に係る基本的な計画で総合開発計画と密接な関係を有するものについて、國土総合開発審議会の意見を聞くことができる。

(都府県に対する勧告又は助言)

第5條 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について前條第1項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

(國土総合開発審議会の組織)

第6條 國土総合開発審議会(以下本條中「審議会」という。)は委員30人以内で組織する。

2 委員は、総合開発計画に関し、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。但し、関係行政機関の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の2分の1以下でなければならない。

3 委員は、都道府県知事と兼ねることができる。

4 都道府県知事と兼ねる委員並びに関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く他の委員の任期は4年とする。但し任期が4年の委員で最初に任命される委員のうち、その半数の者の任期は、2年とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長を置く、会長は、委員のうちから

互選する。会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査審議するために、審議会に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は非常勤とする。

8 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関する事項は政令で定める。

(都府県総合開発計画)

第7條 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は前項の規定による報告を受けた場合においては、これを國土総合開発審議会に諮詢するとともに関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部總裁に提出し、経済安定本部總裁は、これらの意見をとりまとめて、國土総合開発審議会に提出しなければならない。

(地方総合開発計画)

第8條 自然、經濟、社会、文化等において密接な関係を有する地域が2以上の都府県の区域にわたる場合においては、関係都府県は、その協議によつて、當該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる。

2 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議決を経なければならない。

3 前條第2項から第4項までの規定は、地方総合開発計画に準用する。

4 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、國土総合開発審議会の意見を聞いて、関係都府県に対し、地方総合開発計画区域の設定について助言することができる。

(都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会)

第9條 都府県総合開発計画について調査審議するため、都府県は、條例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

2 地方総合開発計画について調査審議するため、関係都府県は、その協議によつて、規約を定め地方総合開発審議会を設置することができる。

3 前第2項の規定は、前項の場合に準用する。

4 前各号に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に関する必要な事項(地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む。)は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。

(特定地域総合開発計画)

第10條 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とす

るもの等について、経済安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は、國土総合開発審議会に諮問し、その報告に基いて、当該地域を特定地域として指定することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする場合においては、経済安定本部総務長官は、関係各行政機関の長の意見を開き、建設大臣は、関係都府県の同意を得なければならない。

3 前項の規定による都府県の同意については、当該都府県の議決を経なければならない。

4 第1項の規定により特定地域の指定があつた場合においては、関係都府県は、都府県総合開発審議会又は地方総合開発審議会の調査審議を経て、特定地域総合開発計画を作成しなければならない。

5 第7條第2項から第4項までの規定は、特定地域総合開発計画に準用する。

6 國は、地方公共團體が行う特定地域総合開発計画の事業について、國が負担すべき経費の割合に関し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は、当該地方公共團體に対して、地方財政法（昭和23年法律第109号）第16條の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。（関係各行政機関の長の助言）

第11條 関係各行政機関の長は、その所掌する事項に關し、関係都府県に対して、都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画の作成上必要な助言をすることができる。

（資料の提出等）

第12條 関係行政機関の職員は、國土総合開発審議会の求めに應じて、資料の提出、意見の陳述、又は説明をしなければならない。

（要旨の公表）

第13條 國土総合開発審議会は、その調査審議の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

（北海道総合開発計画との調整）

第14條 北海道総合開発計画と、総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が北海道開発庁長官及び國土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和25年6月1日から施行する。
- 2 総理的設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第15條 第1項の表中中央青少年問題協議会の項の次に國土総合開発審議会の項を次のように加える。

國土総合開発審議会

國土総合開発法（昭和25年法律第1号）の規定によりその権限に屬せしめられた事項を行うこと。

（建設省管理局企画課 今沢 豊正）

光電管による土の中の圧力測定

1. 序 土の中の圧力を測定するには先づ遠隔測定の必要がある。即ち圧力を受ける部分は土の中にあり、その圧力の大きさを指示する計器は地上に置くことが必要である。又受圧部分は被測定物の中に入れるため、装置を置いたこと自体による影響が出てくるがなるべくこれを小さくせねばならない。このためには受圧部分の変位を小さくしたり、装置の大きさ、形状を適当にすることが肝要である。

更に静的荷重測定には長時間に亘る測定装置の安定性が不可欠の問題である。これらの要求が満たされる様に光電管を使った圧力測定装置を試作したので、その概要を報告する。

2. 測定装置の概要 光電管は入射する光量の微量変化に対しても極めて鋭敏に変化するから土の中の圧力を光量変化の形になおし、これによる光電流の変化を測れば圧力が測定出来るわけである。然しながら光電流の大きさは μA 程度の値であつて、その微少変化は $10^{-2} \sim 10^{-3} \mu A$ 程度の極めて小さい電流であるから、これを直接メーターの指示として読むことは困難である。従つてこの電流を直流増幅して適當の大きさの電流にして読まねばならない。こゝで考えなければならないことは $10^{-2} \sim 10^{-3} \mu A$ の電流を直流増幅するのであるから増幅管としては $10^{10} \Omega$ 程度の入力絶縁抵抗を持つことと、装置内に収めるためには小型であることが要求される。このためには UNO 954 を空間電荷格子四極管として特殊使用法をすればよい。受圧装置としてはアーチ型に組んだ鉄棒が圧力によって生ずる撓みを利用し、これがスリットの間隙を変化させて光電管に入射する光量を決定している。（図-1参照）

土の中に入る部分としては受圧部分としては受圧部分、光源、光電管、増幅管を耐水性の金属の箱に収めた部分でメーター、電源は地上で接続する。電源としては 45V 小型乾電池と光源用の 6V, 10AH 程度の蓄電池である。

3. 働作及び増幅回路 図-1 に於て光源 P(6V, 1A) から出た光は集光レンズ L によりスリット S 上に焦点を結んでいる。土の中に入れた場合に圧力 P が受圧板 Q に加わると、その圧力に応じて S の間隙が変化し光電管に入射する光量が変化する。従つて光電管に流れる光電流が変化するから、これを直流増幅して 954 の陽極回路に挿入した $100\mu A$ のメーターで読む。954 は空間電荷四極管として使用しているため非常に低い電圧で動作する。A 電池は 954 の格子電圧を適当に加減して動作点を決定するものである。